

日本年金機構からのお知らせ

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定事務の改正

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者認定事務について、主に以下の2点が改正されました。

(1) 夫婦ともに収入がある場合の認定の考え方

被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者であると認定しますが、「年間収入」の考え方について以下の通り見直されました。

旧：被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入

新：過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ年間収入

(2) 育児休業等の期間における取り扱い

主として生計を維持する方が育児休業等を取得したことにより、夫婦の収入が逆転する場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

※すでに認定が行われた方の本改正にともなう再申請は不要です。

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例

被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際における収入確認にあたっては、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込み算定することとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下「ワクチン接種業務」という。）は、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に含めないこととします。

対象者：ワクチン接種業務に従事する医療職の方

対象となる収入：令和3年4月から令和4年2月末までの期間において、ワクチン接種業務により得た収入

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定いたします。

決定した「標準報酬月額」については、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料（賞与の場合は、標準賞与額にかかる保険料）を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

Japan Pension Service

◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。**年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。**

※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒9月6日、13日、21日、27日

週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒9月11日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。 ・山口年金事務所（予約☎083-922-5660）

◆出張相談所開設のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に各年金事務所にご確認ください。

日	時	会場	管轄年金事務所
9月21日（火）	10:00～16:00	【予約制】 豊浦総合支所☎083-772-4023	下関年金事務所 (☎083-222-5587)
9月24日（金）	10:00～16:00	【予約制】 豊田総合支所☎083-766-2180	
9月30日（木）	10:00～16:00	【予約制】 豊北総合支所☎083-782-1922	
9月8日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
9月16日（木）	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
9月22日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
9月8日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
9月9日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
9月21日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
9月22日（水）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
9月9日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
9月15日（水）	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所田万川総合事務所	
9月22日（水）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

出張年金相談は、【予約制】となっていますので、事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。なお、下関年金事務所管内の出張相談の予約については、各総合支所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。